

＜日中企業経済交流連盟 規約＞

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日中企業経済交流連盟（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー株式会社OGインベストメント内に置く。

(目的)

第3条 本会は、日本企業と中国企業の経済交流を促進することによって、日本企業と中国企業の発展と成長に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 中国市場に関する調査および研究
- (2) 日本企業が保有する技術、サービス、ソフトなどに関する調査および研究
- (3) 会員相互の情報の提供及び交換
- (4) 会員相互の交流の推進および人脈、ネットワークの構築支援
- (5) 会員が経済促進活動を行う際に必要な支援
- (5) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員、役員、顧問

(会員)

第5条 本会は次の者をもって組織する。

- (1) 本会の趣旨に賛同する企業および個人
- (2) 大学等教育機関
- (3) 行政機関
- (4) その他本会の趣旨に賛同して入会したもの

(入会・退会)

第6条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。

- 2 入会を希望する者又は団体の入会は、役員会の承認を得て、会長が許可する。
- 3 退会を希望する会員は、所定の退会申込書を事務局に提出しなければならない。
- 4 退会を希望する会員の退会は、役員会の承認を得て、会長が許可する。

(会費)

第7条 会員は正会員と登録会員とする。

- 2 正会員は会費として法人会員は年額3万円、個人会員は年額1万5千円を負担する。但し、大学等教育機関、行政機関においては、この限りではない。
- 3 年度期中に入会した会員の会費は、月割りで計算する。
- 4 年度期中に退会した会員の会費は、返納しない。

(会員の権利)

第8条 会員は、本会が主催、共催する企画や事業に参加することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監事 1名

(役員の実務)

第10条 役員は、役員会を構成し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、常務を処理し、本会の企画運営にあたる。
- 4 会計監事は、会計を監査する。

(役員を選任)

第11条 会長、副会長及び会計監事は、会員の互選による。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬)

第13条 役員は、無給とする。

(顧問)
第14条 本会事業の円滑な推進を図るため、顧問を置くことができる。

第3章 会議

(会議の種類)
第15条 会議は、役員会及び総会とする。

(会議の招集)
第16条 会議は、年1回、会長がこれを招集する。

(会議の議長)
第17条 役員会の議長は、会長をもってこれに充てる。
2 総会の議長は、その総会に出席した役員の中から会長がこれを指名する。

(議決)
第18条 総会は委任状を含めて会員の過半数の出席により成立する。
2 会員は各々1の議決権を有する。
3 会議の議事は、その会議を構成する会員で、その会議に出席したものの過半数の同意をもってこれを決する。
4 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会の権能)
第19条 役員会は、諸規定の制定及び改廃その他重要な事項を議決する。

(総会の権能)
第20条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
(1) 事業計画、事業報告
(2) 収支予算、収支決算
(3) 役員を選任
(4) 前3号に掲げるもののほか、会長の付議した事項

第4章 資産及び会計

(資産の構成)
第21条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 会費
(2) 事業に伴う収入
(3) 資産から生ずる果実
(4) その他の収入

(資産の管理)
第22条 本会の資産は役員の中から会計担当役として会長が指定するものが管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、保管しなければならない。

(経費の支弁)
第23条 本会の運営に必要な経費は、会費、事業に伴う収入、資産から生ずる果実、その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)
第24条 本会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度最初の役員会及び総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)
第25条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後最初の役員会及び総会において、会計監事の監査を経て、役員会及び総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)
第26条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補則

(顧客情報の取扱)
第27条 本会は会員の情報を適正に取り扱い、第三者に対して開示・提供しない。本条の第三者とは、OGIグループ会社の役員および従業員ならびに弁護士、会計士など職務に関して法令上の守秘義務を負う専門家以外のものを言う。

(委任)
第28条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

(付 則)
1 本規約は、平成22年8月1日から適用する。